

平成21年12月30日

各 位

会社名 株式会社ベストブライダル
(コード番号 2418 東証マザーズ)
代表者名 代表取締役社長 塚田正之
問合せ先 取締役 人事総務部長
藤谷 知治
(TEL 03-5464-0081)
(URL <http://www.bestbridal.co.jp>)

食中毒事故発生に伴う営業停止処分の解除のお知らせ

この度、当社の運営する「名古屋アプローズスクエア」におきまして、ノロウイルス感染症による食中毒事故が発生し、同店舗は名古屋市中保健所から営業停止処分命令の行政処分を受けておりましたが、本日12時30分、解除されましたのでお知らせします。

お客様をはじめ、関係者の皆様にご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 食中毒事故の内容について

12月20日(日)に「名古屋アプローズスクエア」をご利用されましたお客様より、該当店舗へ「嘔吐、下痢、腹痛の症状が発症している。」という内容の報告がございました。これを受け、名古屋市中保健所により検査が実施され、40名のお客様ならびに従業員に、腹痛、嘔吐、下痢、発熱のいずれかの症状が発症したことが確認されました。

2. 行政処分の内容について

保健所：名古屋市中保健所

行政処分の内容：食品衛生法第55条第1項に基づく営業停止命令

処分年月日 平成21年12月25日

処分の理由 食品衛生法第6条第3号の規定に違反したため

処分解除年月日 平成21年12月30日

3. 処分解除までの取り組みと今後の対策について

事故発生後、社内に対策本部を設置して、お客様への対応や改善のための取り組み等、全社をあげて迅速に活動するように努めました。具体的には、保健所のご指導のもとに、冷蔵庫、冷凍庫内に保管されていた食材、乾物、調味料にいたるまで全てを廃棄処分としたうえで、専門業者に依頼して、調理施設・調理器具・食器類・宴会場等、全館の清掃、消毒を徹底的に行いました。また、毎月実施している全従業員の保菌検査(検便)もあらためて行い、保健所が開催した衛生講習会に全員が参加することで食品衛生知識と意識を高める活動をいたしました。これらの取り組みの結果、保健所から処分解除の通知をいただいたものであります。

弊社は今回の事態を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、今後の再発防止に向けまして社員教育・食品衛生管理の再徹底を実施し、食の安全確保に万全を期してまいり所存でございます。具体的には以下の事項の検討に着手しております。

- 自主衛生管理実施運営要領の見直し
- 食品衛生管理業務委託会社との連携による食品衛生の向上
- 自主定期検査実施方法の見直し
- 厨房環境の衛生管理の強化
- 従業員の衛生管理の強化
- 納品物（食材）の検収管理方法の見直し
- 食品の保管および取扱い管理方法の見直し

なお、本件が業績に与える影響は軽微であります。

以上